

令和8年3月
農業委員会議事録

開催日：令和8年3月25日（水）
場所：越谷市農業技術センター2階
研修室
開会時刻：午前 9時55分

越谷市農業委員会

1. 開催年月日 令和 8年3月25日 (水)

2. 開催場所 越谷市農業技術センター 2階研修室

3. 農業委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	三ツ木 宗一	出	8	豊田 佳樹	出
2	石塚 健造	出	9	小林 博	出
3	田口 勲	出	10	中島 満	出
4	坂巻 慎一	出	11	瀬尾 守	出
5	白鳥 みどり	出	12	金子 繁雄	出
6	山崎 保夫	出	13	小野寺 美佐子	出
7	荻島 元治	出	14	山崎 明美	出

4. 農地利用最適化推進委員出欠状況

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小早川 久夫	出	8	飯高 進	出
2	川上 政己	出	9	齋藤 晃一	出
3	今井 富士雄	出	10	鈴木 喜雄	出
4	林 信雄	出	11	川上 嘉夫	出
5	岡安 昇治	出	12	松沢 浩之	出
6	須賀 英夫	出	13	原田 正	出
7	高島 豊	出			

5. 出席者 事務局長 関根 正和
統括主幹 上原 誠
主任 小島 拓也

(説明員) 開発指導課長 田中 克尚

6. 議 事

① 議事録署名人の指名

② 議 案

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第2号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の意見決定について

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

第4号議案 【越谷市農業委員会】「令和8年度最適化活動の目標の設定等」の決定について

③ 報 告

第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について

第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について

第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第4号報告 農地法第3条の規定により許可を受けた賃借権設定の取消について

7. 議 長 越谷市農業委員会会長 金 子 繁 雄

8. 閉会時刻 午前10時24分

9. 会議の内容

事務局 長

皆様、おはようございます。本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

これより越谷市農業委員会会議を開会いたします。

開会に当たりまして、金子会長からご挨拶をお願いします。

会 長

おはようございます。どうもご苦労さまです。3月も終わりとなるともう田植の準備ということで、早いものでもう間もなく種まきで忙しくなると思います。

今海外の戦争の影響で油が高いので、うちも耕起をどうしようか悩んでいます。高い軽油では3回やって代かきに行くのでは結構お金もかかる。政府も備蓄の油を放出するとは言っていますが、この間4号バイパスを走っていても183円と170円と、お店によって下がる時期が違うみたいで、島のほうへ行くと200円を超えたというニュースもありました。この辺はそこまでは上がっていないのですが、今170円ぐらいなのかな。もうちょっと下がってもらわないと。軽油とガソリンとの値段、そんなに変わらなくなってしまったので、これからの時期、農家にとっては軽油をトラクターで大分使いますので、大変だと思っております。

肥料に関しては、春の田植の肥料はもう値段が決まってしまうから高くなることはないのですが、この秋からの肥料は大分上がってしまうのかなと懸念しています。病院のチューブなども品不足になってくるとか、いろんなところに影響が出るとニュースでやっていました。我々農家にとっては病気以外は当面軽油が落ち着いてもらわないとちょっと厳しいのかなと思います。

あとは、今米が5キロ3,980円平均になったということで、去年の7月以来だとか言っていました。米が今在庫を抱えているところがいっぱいありそうで、6月頃までは下がっていくのではないかという報道もありましたが、その後8年産がどれぐらいの単価になるかが一番の心配で、去年みたいに3万円はいかないでしょうけれども、どのぐら

いな金額で落ち着くのか、心配はしております。

いろいろなものや、油が高くなっていても農家は自分で値段を決められないから、価格転嫁できないというのがニュースでやっていたけれども、結局自分で値段を決めて売れるのはマルシェとか直売所になります。とはいっても、そんな自分の考えどおりに値段を高くすれば売れないし、みんな平均して価格転嫁はできていないのかなと思っています。

何はともあれ、これから田植で忙しくなります。また、今頃は暑くなったり寒くなったり、温度変化が激しいので、十分体調に気をつけて、これからの農作業をしていただければと思います。

話まとめませんが、冒頭の挨拶とさせていただきます。慎重審議よろしくをお願いします。

事務局 長

ありがとうございました。

本日は全員出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、越谷市農業委員会総会会議規則の規定により、金子会長に議事の進行をお願いいたします。

議 長

ただいまより開催いたします。

まずは、本日の議事録署名委員ですが、総会運営申合せ事項により、私から8番の豊田委員、9番の小林委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

それでは、第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可の申請の意見決定について、事務局より説明願います。

統括主幹

議案書の1ページを御覧ください。

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について説明します。

番号、申請人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび住宅敷地内の物置として利用してきた土地の一部の地目が農地であることが判明しました。引き続き住宅敷地として管理使用していくことから、適法な敷地にするための申請

です。なお、令和8年2月25日付で、今後は法令を遵守する旨の顛末書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しています。

本件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査の結果並びに補足説明を小林委員よりお願いいたします。

9番委員 1番の件について説明します。

(小林委員) 3月12日に現地を確認しております。申請地の現況は宅地、転用目的は住宅敷地の追認です。南側及び西側は市道に面し、北側には住宅と一体利用、東側は既存コンクリートブロックで囲われていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほうよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただいまの説明について質疑はございませんか。

全員 なし。

議長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議長 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第2号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請の意見決定について、事務局より説明願います。

統括主幹 議案書の2ページを御覧ください。第2号議案 農地法第5条の規

定による許可後の計画変更申請の意見決定について説明します。

番号、変更計画書、氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の変更内容でございますが、令和7年2月17日付春農振第58266号で住宅敷地として大成町6丁目159番地1ほか1筆の農地418平方メートルの当該地の農地転用の許可を得て、住宅を建設する予定でしたが、計画していたビルトインガレージの入庫に必要なスペースが不足している状況であることが判明し、入庫に必要なスペースを確保するため南側の敷地を拡張するための計画変更です。

事務局からは以上です。

議 長

ありがとうございました。

全 員
議 長

ただいまの説明について質疑はございませんか。

なし。

質疑はないということですので、以上で質疑を終結いたします。

続いて、採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。

[挙手全員]

議 長

挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

続きまして、第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、事務局より説明願います。

統 括 主 幹

議案書の3ページを御覧ください。

第3号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定についての1番から7番について説明します。

番号、譲渡人氏名、譲受人氏名の順に読み上げます。

それでは、1番の概要ですが、転用目的は駐車場です。転用理由といたしまして、譲受人は平成30年に市外に本店を置き、主に産業廃棄物処理業を営む法人です。現在県内5支店で営業していますが、越谷支店にはお客様駐車場や出張買い取りのための車両駐車場が不足していて、自社所有の大型車両の専用駐車場もない状況で、近隣市からの顧客なども増えたことから、新たに駐車場を計画し、土地を探してい

たところ、申請地は支店からも近く、土地所有者の同意が得られたので、申請に及んだものです。

続きまして、2番の概要ですが、転用目的は住宅敷地の追認です。転用理由といたしまして、このたび祖父の時代から住宅敷地として利用してきた土地の一部の地目が農地であることが判明しました。引き続き住宅敷地として管理していくことから、適法な敷地にするための申請です。なお、令和8年3月10日付で、今後は法令を遵守する旨の顛末書が提出されております。また、線引き以前からの利用状況につきましては、当時の航空写真にて確認しています。

続きまして、3番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市外の賃貸住宅に夫婦と子供2人計4人で居住しておりますが、手狭になり、今後の育児を考え、戸建て住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は祖母の住む住宅にも程近く、両親と協力して介護ができ、近くには生活施設も整っている環境で、将来老後の介護や子育ての協力など、両親との相互協力もできる最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、4番、5番は関連がございますので、一括で説明いたします。4、5の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人（借人）は、現在市内の親族の住宅に居住しておりますが、結婚を機に独立した世帯を構成したく、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、母親と祖母の所有する土地を借り受けできることになりました。申請地は、親族の住む住宅にも近く、親族の生活のサポートなどお互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。なお、申請地が狭隘であったので、十分な敷地を確保するため、隣接する土地の所有者の同意が得られたので、同時に申請するものです。

続きまして、6番の概要ですが、転用目的は住宅です。転用理由といたしまして、譲受人は現在市内の賃貸住宅に夫婦で居住しておりますが、自己用住宅の建築を計画し、土地を探していたところ、申請地は両親の住む住宅にも程近く、高齢になる父母のサポートも容易にで

き、子供が生まれた際には手助けをしてもらえるなど、お互い助け合える最適な場所と考え、申請に及んだものです。

続きまして、7番の概要ですが、転用目的は住宅の敷地拡張です。令和7年2月17日付春農振第58266号で住宅敷地として大成町6丁目159番地1ほか1筆の農地418平方メートルの当該地の農地転用の許可を得て住宅を建設する予定でしたが、計画していたビルトインガレージの入庫に必要なスペースが不足している状況であることが判明し、入庫に必要なスペースを確保するため南側の敷地を拡張するための申請です。

以上、7件の農地区分につきましては、申請地の周辺は集落介在が進んだ一団、10ヘクタール未満の第2種農地と判断され、それぞれ代替性が認められませんので、立地条件に適合していると考えます。また、資力や信用性などの立地条件以外の基準につきましては、添付書類等により適当であると考えます。

事務局からは以上です。

議長 ただいまの説明に関連して現地調査の結果並びに補足説明を、1番について瀬尾委員、2番について白鳥委員、3番については私から、4番及び5番について田口委員、6番及び7番について石塚委員よりお願いいたします。

1 1 番 委員
(瀬尾委員)

それでは、1番について瀬尾委員よりお願いいたします。

それでは、1番の件についてご説明いたします。

3月12日に現地の確認をしております。申請地の現況は畑、転用目的は駐車場であります。南側の出入口部分を除いて周囲をコンクリートブロック及び地先境界ブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

議長

以上、ご報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

5 番 委員
(白鳥委員)

続いて、2番について、白鳥委員よりお願いします。

2番の件について説明します。

3月12日に現地を確認しております。申請地の現況は宅地、転用目

議 長

的は住宅敷地の追認です。南側は道路に接しており、西側は一体利用地の宅地、東側は既存フェンス、北側は既存の境界塀が設置されていることから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

続いて、3番について私から説明いたします。

3番の件について説明いたします。3月13日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。東側出入口部分を除き、周囲を既設コンクリートブロック及び新設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続いて、4番及び5番について、田口委員よりお願いいたします。

3 番 委 員

それでは、4番及び5番の件について、併せて説明をいたします。

(田口委員)

3月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。南側と西側の一部道路に面している部分及び北側の水路に接している部分を除き、周囲を新設及び既設コンクリートブロックで囲うことから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断いたします。

以上、報告いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

続いて、6番及び7番について、石塚委員よりお願いいたします。

2 番 委 員

6番の件について説明します。

(石塚委員)

3月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅です。道路に接している北側を除き、周囲に新設コンクリートブロックを設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

7番の件について説明します。3月12日に現地を確認しております。申請地の現況は畑、転用目的は住宅の敷地拡張です。道路に接している東側を除き、周囲に新設コンクリートブロック及び新設擁壁を設置することから、隣地に被害を及ぼすおそれはないと判断します。

以上、報告します。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
ただいまの説明について質疑はございませんか。

全議員 なし。

議長 質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。

議長 続いて、採決を行います。
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。
〔挙手全員〕

議長 挙手は全員でございますので、原案のとおり許可相当と意見決定いたします。

統括主幹 続きまして、第4号議案 【越谷市農業委員会】「令和8年度最適化活動の目標の設定等」の決定について、事務局から説明願います。
議案書の4ページを御覧ください。第4号議案 【越谷市農業委員会】「令和8年度最適化活動の目標の設定等」の決定についてご説明します。
第4号議案別紙の1ページ目を御覧ください。農業委員会の状況で農業委員会の現在の体制及び農家、農地の概要になっています。
続きまして、2ページ目を御覧ください。最適化活動の成果目標についての担い手への農地の利用集積、集約化についてですが、今年度新規集積面積の目標を昨年同様1ヘクタールと設定いたしました。
次に、遊休農地解消について、緑区分遊休農地解消目標設定面積を2.6ヘクタールで、新規発生遊休農地解消目標設定面積を9.5ヘクタールといたしました。
続きまして、3ページ目を御覧ください。新規参入の促進の目標ですが、権利移動面積を過去の実績を踏まえ0.40ヘクタールと設定いたしました。
次に、推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、昨年同様月6日といたしました。
次に、活動強化月間の設定目標ですが、10月とし、農地パトロールを実施し、遊休化された農地所有者へ適正管理の依頼を実施するとと

		<p>もに、担い手に対して利用権設定のあっせんを推進することといたしました。</p> <p>次に、新規参入相談会への参加目標については、新規参入の申出があった時点で実施する予定といたしました。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議	長	<p>ただいまの説明について質疑はございませんか。</p> <p>山崎委員。</p>
6 番 委 員		<p>参考までに聞きたいのですが、2番の農家・農地等の概要というところには、総農家数851、農業経営体数417とあるのですが、これは収入を確認したのか、それとも経営体でやっているのか、その差は。</p>
統 括 主 幹		<p>すみません。こちらの数字につきましては、米印で下に注意書きがあるかと思うのですが、直近の農林業センサスの数字を基に記入しておりまして、その数字は農業委員会で調査しているものではないので、その数字を参考にさせていただいております。</p>
6 番 委 員		<p>中身は分からないと。</p>
(山崎(保)委員)		
統 括 主 幹		<p>はい。</p>
議	長	<p>よろしいですか。</p>
6 番 委 員		<p>しようがないね。分からないのだから。</p>
(山崎(保)委員)		
議	長	<p>ほかに。</p>
全	員	<p>なし。</p>
議	長	<p>ほかに質疑はないということでございますので、以上で質疑を終結いたします。</p> <p>続いて、採決を行います。</p> <p>原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>[挙手全員]</p>
議	長	<p>挙手は全員でございますので、原案のとおり承認することと決定いたします。</p> <p>続きまして、報告でございます。</p>

統 括 主 幹

事務局より報告願います。

それでは、報告させていただきます。議案書の5ページです。

第1号報告 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理について、2件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして、議案書の6ページ及び7ページです。第2号報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理について、11件の届出がありました。届出内容につきましては、議案書記載のとおりです。

第1号報告及び第2号報告についての届出は、添付書類も含め完備していただきましたので、事務局長専決によりこれを受理し、通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の8ページです。第3号報告 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、本件は農地の賃貸借契約の合意解約です。今回1件の通知がありました。内容につきましては、議案書記載のとおりです。

続きまして、議案書の9ページです。第4号報告 農地法第3条の規定により許可を受けた賃借権設定の取消しについて、記載された1件は、農地法第3条の規定に基づき賃借権の設定の許可をいただいたものですが、借人が東京地方裁判所の破産手続の開始決定を受けたことから、破産法第53条第1項の規定に基づき、農地に係る賃貸借契約が解除されました。それにより、貸人の意思を確認の上、農地法第3条の許可を取消しするものです。

報告事項は以上です。

議 長

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

次回の農業委員会会議の開催日程でございますが、4月24日金曜日、午前10時から、この会議室で行います。

事 務 局 長

会長、ありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、荻島職務代理からご挨拶をお願いいたします。

職 務 代 理

本日も農業委員会出席ご苦労さまでございます。

なかなか天気が安定しなくて、春の作業が始まりますので、皆さんお忙しいと思いますが、来月も体に気をつけて農業委員会に出席をお願いいたします。

本日はご苦労さまでした。

事 務 局 長

ありがとうございました。

本日の総会につきましては、これにて閉会といたします。

(閉会時刻：午前10時24分)

上記のとおり相違ないことを証するため署名する。

令和8年 3月25日

議 長

署名委員

署名委員